

情報配信ツールの普及に伴う電話・FAXの利用数の減少や機器価格の高騰により

ケーブルテレビ FAX付き電話機の 新規契約時の機器貸与と 故障時の機器交換を取りやめます

令和6年10月1日から

市では、御前崎ケーブルテレビの開局以来、ケーブルテレビに加入していただいた人には機器を無償貸与し、機器の紛失や故意による故障以外の故障などの場合は無償で交換してきました。

今回、スマートフォンやLINEなどのSNSツールの普及による電話・FAXサービス利用数の減少、機器価格の高騰といった要因を踏まえ、令和6年9月末をもって新規契約時の機器貸与と故障時の交換を取りやめることとなりました。今後、新規加入者と機器が故障した後も引き続きサービスを利用したい人は、ご自身で機器を購入していただく必要があります。

ご理解いただきますようお願いいたします。



照 会 デジタル推進課 ☎0537-851127

無償貸与終了に伴うQ&A

- Q** 令和6年10月以降に機器が故障した場合は、電話とFAXは使えなくなりますか。
- A** 故障によって機器が使用できなくなり、その後もサービスをご利用になりたい場合は、ご自身で家電量販店などで機器を購入していただく必要があります。その際は電話線を新しい機器に付け替えれば継続してサービスを利用することができます。なお、(株)御前崎ケーブルテレビでは、機器の販売はしません。無償貸与されている機器に不具合が生じた場合は、(株)御前崎ケーブルテレビが訪問などによりメンテナンスします。
- Q** 加入金や基本料金は変更しますか。
- A** 電話・FAXは、行政サービスの一環で無償提供しているサービスとなりますので各料金の改定はしません。
- Q** 令和6年9月までに機器が故障した場合は、無償で貸与してくれますか。
- A** 無償貸与します。
- Q** 令和6年10月以降に貸与機器が故障した場合の処分はどうすればよいですか。
- A** 貸与機器が故障した場合は、(株)御前崎ケーブルテレビが回収します。

